（削る）

第九条　建築物（第四条第三項の規定により国土交通大臣が抽出した建築物をいう。以下この項において同じ。）の工事施工者は、当該建築物について別記第二号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第十二条及び第十三条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

一　当該建築物の建築の工事が完了した場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該工事が完了した日

二　当該建築物の建築の工事が着手予定期日から一年以内に中止された場合　当該工事が中止された日

三　当該建築物の建築の工事が着手予定期日から一年を経過しても着手されない場合　当該着手予定期日から一年を経過した日

２　前項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、前項の工事施工者の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをもって行うことができる。

第十二条　国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年九月末日までに公表する。

（着工調査に係る関係書類の保存）

第十三条　国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票、第十一条に規定する集計結果並びに前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

（滅失調査に係る結果の公表）

第二十三条　国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月末日までに、建築物の滅失及び損壊に関して国土交通大臣が作成する月報に掲載して公表する。

第二十四条　国土交通大臣は、第二十一条及び第二十二条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年九月末日までに公表する。

（着工調査に係る補正調査票の作成及び送付）

第九条　都道府県知事は、毎月第四条第三項の建築物でその月中に工事完了したものについて別記第二号様式の補正調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第十二条及び第十三条において同じ。）を作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

２　第七条第二項の規定は、前項の補正調査票について準用する。

第十二条　国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票及び補正調査票に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年四月末日までに公表する。

（着工調査に係る関係書類の保存）

第十三条　国土交通大臣は、第七条の規定により送付を受けた調査票、第九条の規定により送付を受けた補正調査票、第十一条に規定する集計結果及び前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

（滅失調査に係る結果の公表）

第二十三条　国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月十五日までに、建築物の滅失及び損壊に関して国土交通大臣が作成する月報に掲載して公表する。

第二十四条　国土交通大臣は、第二十一条及び第二十二条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎年、年次建築動態統計表を作成して翌年四月末日までに公表する。